

○公認会計士及び監査法人におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン 新旧対照表

修正後	修正前
<p>第2 求められる取組み</p> <p>1. 犯収法上の義務</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 取引時確認等を的確に行うための措置</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ リスクの高い取引を行う際の対応</p> <p>公認会計士等が外国 PEPs との取引や通常でない取引等のリスクの高い取引<sup>15</sup>を行うに際しては、上記⑤で定義される統括管理者の承認を得ることが考えられる。また、公認会計士等は、リスクの高い取引を行うに当たって行われる情報の収集、整理及び分析の結果を書面化し、これを確認記録や取引記録等とともに保存することが考えられる。</p> <p>脚注 15 リスクの高い取引とは、犯収法施行規則第 32 条第 1 項第 4 号及び第 5 号の規定が引用する第 27 条第 1 項第 2 号に規定する取引であり、具体的には、ハイリスク取引（犯収法第 4 条第 2 項前段）、疑わしい取引（犯収法施行規則第 5 条第 1 号）、同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引（犯収法施行規則第 5 条第 2 号）、その他犯罪収益移転危険度調査の内容を勘案して犯罪による収益の移転の危険性の程度が高いと認められるもの（<u>犯収法施行規則第 27 条第 1 項第 2 号</u>）である。</p> <p>⑦、⑧ (略)</p> <p>(4) 疑わしい取引の届出</p> <p>疑わしい取引の届出については、<u>犯収法施行令第 16 条第 3 項</u>に定める事項を、犯収法施行規則別記様式第 1 号から第 3 号の様式に従って、届出なければならない。実際に疑わしい取引の届出を行うにあたっては、</p>	<p>第2 求められる取組み</p> <p>1. 犯収法上の義務</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 取引時確認等を的確に行うための措置</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ リスクの高い取引を行う際の対応</p> <p>公認会計士等が外国 PEPs との取引や通常でない取引等のリスクの高い取引<sup>15</sup>を行うに際しては、上記⑤で定義される統括管理者の承認を得ることが考えられる。また、公認会計士等は、リスクの高い取引を行うに当たって行われる情報の収集、整理及び分析の結果を書面化し、これを確認記録や取引記録等とともに保存することが考えられる。</p> <p>脚注 15 リスクの高い取引とは、犯収法施行規則第 32 条第 1 項第 4 号及び第 5 号の規定が引用する第 27 条第 1 項に規定する取引であり、具体的には、ハイリスク取引（犯収法第 4 条第 2 項前段）、疑わしい取引（犯収法施行規則第 5 条第 1 号）、同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引（犯収法施行規則第 5 条第 2 号）、その他犯罪収益移転危険度調査の内容を勘案して犯罪による収益の移転の危険性の程度が高いと認められるもの（<u>犯収法施行規則第 27 条第 1 項</u>）である。</p> <p>⑦、⑧ (略)</p> <p>(4) 疑わしい取引の届出</p> <p>疑わしい取引の届出については、<u>犯収法施行令第 16 条</u>に定める事項を、犯収法施行規則別記様式第 1 号から第 3 号の様式に従って、届出なければならない。実際に疑わしい取引の届出を行うにあたっては、届出</p>

届出の方式や届出先等が記載されている「疑わしい取引の届出手続き」(金融庁)が参考になる。また、疑わしい取引に該当する可能性のある取引の参考事例として「疑わしい取引の参考事例」(金融庁)も参考になる。

2. (略)

### 第3 リスクベース・アプローチ

1. (略)

2. リスクの特定・評価・低減

(1)、(2) (略)

(3) リスクの低減

① (略)

②顧客管理(カスタマー・デュー・ディリジェンス:CDD)

ア～カ (略)

キ(ア) (略)

(イ) 当該顧客等からの取引の実施等につき、統括管理者の承認を得ること

(ウ) リスクに応じて、当該顧客等が取引に係る閾値の厳格化等の取引モニタリングの強化や、定期的な顧客等の情報の調査頻度の増加等を図ること

(エ) (略)

ク (略)

ケ マネロン・テロ資金供与リスクが低いと判断した顧客等については、当該リスクの特性を踏まえながら、当該顧客等が行う取引のモニタリングに係る閾値を上げたり、顧客等の情報の調査範囲・手法・更新頻度等を異にしたりするなどのリスクに応じ

の方式や届出先等が記載されている「疑わしい取引の届出手続き」(金融庁)が参考になる。また、疑わしい取引に該当する可能性のある取引の参考事例として「疑わしい取引の参考事例」(金融庁)も参考になる。

2. (略)

### 第3 リスクベース・アプローチ

1. (略)

2. リスクの特定・評価・低減

(1)、(2) (略)

(3) リスクの低減

① (略)

②顧客管理(カスタマー・デュー・ディリジェンス:CDD)

ア～カ (略)

キ(ア) (略)

(イ) 当該顧客等からの取引の実施等につき、統括責任者の承認を得ること

(ウ) リスクに応じて、当該顧客等が取引に係る敷居値の厳格化等の取引モニタリングの強化や、定期的な顧客等の情報の調査頻度の増加等を図ること

(エ) (略)

ク (略)

ケ マネロン・テロ資金供与リスクが低いと判断した顧客等については、当該リスクの特性を踏まえながら、当該顧客等が行う取引のモニタリングに係る敷居値を上げたり、顧客等の情報の調査範囲・手法・更新頻度等を異にしたりするなどのリスクに応じ

<p>た簡素な顧客管理（SDD）を行うなど、円滑な取引の実行に配慮すること<sup>19</sup>。 コ、サ（略）</p>	<p>じた簡素な顧客管理（SDD）を行うなど、円滑な取引の実行に配慮すること<sup>19</sup>。 コ、サ（略）</p>
--	---